

# 板橋区 環境マネジメントシステム ハンドブック



環境課のマスコット・ハクセキレイの「ハクちゃん」です。  
ハクセキレイは平成14年10月1日に板橋区の鳥として指定されました。

令和6年4月

板橋区

## 目 次

1 環境マネジメントシステムとは	1
2 板橋区の環境マネジメントシステム	3
(1) 適用範囲	3
(2) 環境管理組織図	3
(3) 教育・訓練	5
(4) 基本理念	7
(5) 環境方針	8
(6) 環境マネジメントシステムの構成	9
3 職員の取り組み事例	10
4 環境目標	12
5 環境マネジメントシステム監査	21
参考	22

# 1 環境マネジメントシステムとは

## (1) 環境マネジメントシステムの必要性

地球環境問題に配慮し、持続可能な発展をしていくためには、経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らす必要があります。組織や事業者が、その活動全体にわたり、積極的に環境保全の取り組みを進めていくことが求められ、環境マネジメントは、有効なツールとしてあげられています。

環境保全に対する様々な規制や要請は、今後ますます強化されると予想されており環境マネジメントにより体系的に取り組むことがより必要となります。

**環境マネジメントに取り組む(=省資源や省エネルギーを進める)ことは経費節減にもつながり、さらに組織内部の管理体制の効率化にも効果がある**と言われてい

ます。  
板橋区は、平成5年に全国に先駆けて「エコポリス板橋環境都市宣言」を行いました。これは、環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくために、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指して宣言したものです。

平成7年に環境教育・環境情報の拠点として、エコポリスセンターを開設し、平成11年には、東京都内の自治体でははじめてISO14001の認証を取得しました。

※ゼロカーボンシティ実現を目指し、ISO14001規格から区独自の環境マネジメントシステムを令和8年度より運用に向けて、再構築を行うため**令和6年11月18日以降、ISO14001認証休止**。

### 【環境マネジメントシステム導入の効果】

#### 【1】地球環境への効果

- ① 環境を保全するための施策を、計画的・効率的に執行する。
- ② 省エネルギーや省資源によって、環境負荷を低減する。
- ③ 再生紙や低公害車等の環境配慮型製品を率先購入することにより、グリーン購入の流通ルートの確保や市場の形成を助ける。

#### 【2】自治体組織における効果

- ① 職員の環境意識が向上する。
- ② 経営管理の手法の導入により、効率的な行政運営の実現を助ける。
- ③ 資源やエネルギーの使用量の削減により、経費が節約できる。

#### 【3】区民等に対する効果

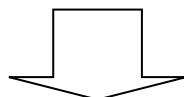
- ① 自治体が率先して環境保全に取り組むことにより、区民の協力意識が向上する。
- ② 自治体が環境マネジメントシステムのノウハウを持つことによって、地域の企業等に具体的なアドバイスを行えるようになる。
- ③ 環境方針や取り組み結果を公表することにより、行政の透明性が向上する。

## (2) 環境マネジメントシステムと法令等の関係性

法令等により、国や都に対して報告や管理が義務とされているものがあります。環境マネジメントシステムを運用することにより、法令順守をチェックする機能があります。そのため、環境マネジメントシステムを維持・運営することは大変重要だと言えます。

### 報告・管理が義務とされている環境に係る法令等（抜粋）

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
- ・板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設資材リサイクル法）
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）
- ・大気汚染防止法
- ・消防法
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）
- ・板橋区地下水・湧水条例
- ・下水道法
- ・毒物及び劇物取締法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）



### 環境マネジメントシステムで実施されている取組（環境負荷項目）

#### 1 目標設定項目

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| (1) 温室効果ガスの削減      | (2) 省エネルギーの推進    |
| (3) 会議等のペーパーレス化の推進 | (4) 決裁の電子化の推進    |
| (5) 自動車の使用抑制・合理化   | (6) 省資源・リサイクルの推進 |
| (7) 建設副産物のリサイクル推進  | (8) 熱帯材型枠の使用抑制   |

#### 2 維持管理項目

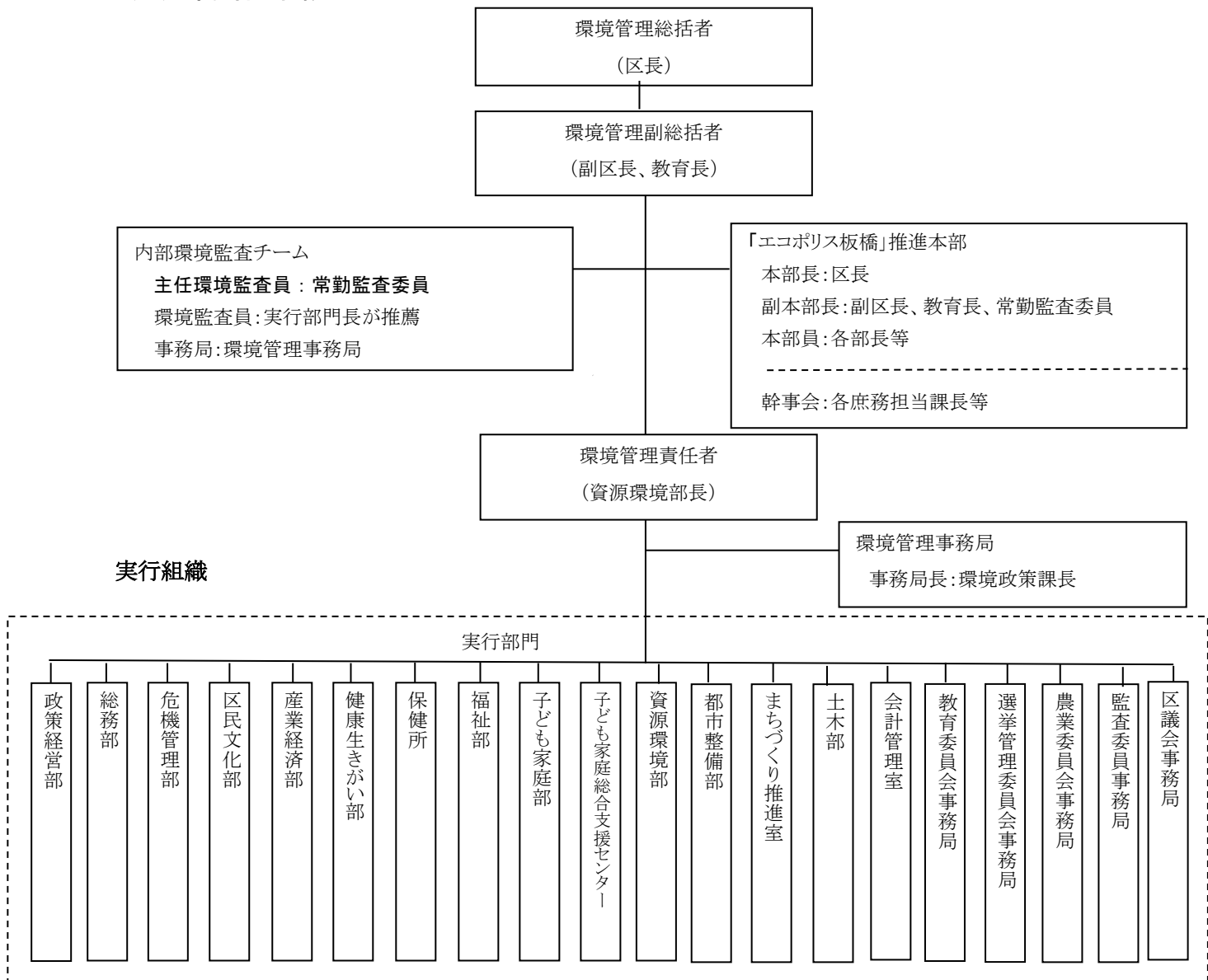
- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) 環境に配慮した物品等の購入の推進 | (2) 用紙類の使用抑制      |
| (3) 特定フロン等削減         | (4) 施設整備時の環境配慮    |
| (5) 環境配慮型施工方法の採用     | (6) 建設副産物対策       |
| (7) 法的要求事項の自主管理      | (8) 化学物質の管理徹底     |
| (9) 特定管理産業廃棄物の管理徹底   | (10) PCB 廃棄物の管理徹底 |

### 3 板橋区の環境マネジメントシステム

#### (1) 適用範囲

- ① 区長の事務部局
- ② 教育委員会の事務部局（区立小中学校及び幼稚園含む）
- ③ 選挙管理委員会の事務部局
- ④ 農業委員会の事務部局
- ⑤ 監査委員の事務部局
- ⑥ 区議会の事務部局

#### (2) 環境管理組織図



- 環境管理組織の構成及び責任は次のとおりである。

[1] 環境管理総括者（区長）

環境管理総括者は、環境マネジメントシステムの総責任者として次に掲げる業務を行う。

- 環境方針の策定、必要な職の任命、必要な人的・物的及び財政的資源の確保、環境目標及の承認、内部環境監査における年間監査計画の承認、報告の受理、システムの見直し

[2] 環境管理副総括者（副区長、教育長）

環境管理副総括者は、環境管理総括者を補佐し、総括者に事故があったとき、又は総括者が欠けたときその職務を代理する。

[3] 環境管理責任者（資源環境部長）

環境管理責任者は、環境マネジメントシステムの運用管理責任者として、次に掲げる業務を行う。

- システムの確立、実施、持維及び管理、実行部門長、環境管理事務局への必要な事項の指示、環境目標の策定、「エコポリス板橋」推進本部への審議事項の提案、実行部門長からの報告の受理、環境管理総括者への報告、環境管理事務局の統括、内部環境監査における環境監査事務局の統括

[4] 実行組織

実行組織は、各部及び行政委員会の事務局等からなり、環境活動を実行する。

ア 実行部門長（各部長・会計管理者・教育委員会事務局次長・他事務局長）

実行部門長は、実行部門の責任者として、次に掲げる業務を行う。

- 環境管理推進員への必要な事項の指示、環境管理責任者への報告、緊急事態の予防・緩和・応急対策、監視・測定結果の検証、実行部門の不適合の是正、その他環境管理責任者から指示があった事項

イ 環境管理推進員（各課長、各小中学校長、各幼稚園長）

環境管理推進員は、課・学校および幼稚園の環境管理活動を推進するため、次に掲げる業務を行う。

- 実行部門長の指示による調査・報告、関係法令の把握及び報告、必要な手順書の作成、緊急事態の応急措置とその報告、システムの監視・測定及び報告、法的及びその他の要求事項に基づく資格者の設置、記録類の管理・保管、その他実行部門長から指示があった事項

ウ 環境管理副推進員（各課庶務担当係長・各区分事務所長・各保育園長・各小中学校副校長・各幼稚園副園長等）

環境管理推進員を補佐する。

[5] 「エコポリス板橋」推進本部

環境管理マネジメントシステムを円滑に推進するため、「エコポリス板橋」推進本部を置く。

- 「エコポリス板橋」推進本部は、本部長（区長）、副本部長（副区長、教育長及び常勤監査委員）、本部員（実行部門長）をもって構成し、環境管理に係わる諸施策の立案、総合調整、推進及び監査に関することを審議する。小中学校における本部員は、教育委員会事務局次長をもってあてる。

- 「エコポリス板橋」推進本部の下に幹事会を置き、必要な事項を協議する。小中学校における幹事は、小学校及び中学校の校長会会長（1名ずつ）をもってあてる。

[6] 内部環境監査チーム

主任環境監査員及び環境監査員で構成し、内部環境監査を実施する。

ア 主任環境監査員

主任環境監査員は、次に掲げる業務を行う。

- 年間監査計画の策定、必要な情報の取得、内部環境監査チームを代表してその活動を指揮する、監査の指摘事項を実行部門長に通知して是正を指示する、環境監査報告書の作成及び環境管理総括者への報告

イ 環境監査員

環境監査員は、主任環境監査員を補佐し、次に掲げる業務を行う。

- 各実行部門の監査に関する実施計画の策定、監査の実施に係る事項、監査証拠の収集、解析

[7] 環境管理事務局

- 環境管理事務局は、環境管理責任者の指示により必要な調査、検討等を行う。
- 環境管理事務局長は、資源環境部環境政策課長をもってあてる。
- 環境管理事務局は、内部環境監査における環境監査事務局を兼ねる。

(3) 教育・訓練

板橋区の職員に対して、区における環境マネジメントシステムの環境方針及び環境目標に関する職員の知識及び技能の向上を図るため、以下の種類の教育・訓練を行います。詳細は、下表「教育・訓練実施内容一覧」のとおりです。

教育・訓練実施内容一覧

分類		対象者	目的	関連文書等
A	環境研修	環境管理推進員以上の管理職	環境マネジメントの戦略的重要性の意識を高めること	環境マネジメントマニュアル等
B	B-1 日常研修 (責任の自覚)	職員※ 長期職員※ 短期職員※ 委託職員※ 指定管理職員※ ・ただし、環境研修の該当者を除く	区の環境方針、環境目標に対する関与を得て、個々に責任をもたせること	環境マネジメントマニュアル、手順書等
	B-2 日常研修 (特定業務)	特定業務に従事する者	関連する技能を向上させること	
	B-3 日常研修 (緊急事態訓練)			
	B-4 日常研修 (順法研修)	順守に影響する行動をする者	法的及びその他の要求事項の順守を行わせること	

C	啓発普及	職員 長期職員 短期職員	一般的な環境に対する自覚を高めること	庁内放送
D	監査員の養成	環境管理責任者が指名する者	内部環境監査手法を修得すること	研修機関が作成する資料
E	新人研修	新規採用職員研修に該当する者	区の環境方針、環境目標に対する関与を得て、個々に責任をもたせること	環境マネジメントマニュアル等
F	その他	適宜関係する者	一般的な環境に対する自覚を高めること	適宜関係する資料

※ 上記の表にある「職員」等についての定義は以下のとおりです。

	種別	定義
①	職員	一般職員、再任用職員 または都費及び区費の正規職員
②	長期職員（特別職非常勤職員、会計年度任用職員等）	区が雇用する者で、毎月16日以上勤務し、かつ、雇用期間が1年の者
③	短期職員	区が雇用する者で、①②以外の者
④	委託職員・指定管理職員	区以外の団体に雇用され、適用範囲において勤務する者
⑤	その他	上記に該当しない者

※「日常研修（責任の自覚）：B-1」の実施にあたり、「短期職員」、「委託職員及び指定管理職員」に対しては、以下の方法に代えることができる。

○職務に関する関連手順等の伝達を行うこと。（例：各課・施設に掲示している「環境方針」を説明する。）

○日常研修で要求される知識の伝達を、他の組織等で受けていること。（例：委託業者主催の従業員研修等を通じて、関連知識の伝達を行っている。）

※「職員」、「長期職員」には、必ず研修を実施する。

**適用範囲に該当する職員は、仕事をするにあたり、環境マネジメントシステムの定めに沿って、各自省エネルギーやリサイクルなどに取り組み、環境保全の推進及び環境負荷の低減に努めなければなりません。**



#### (4) 基本理念

## 基 本 理 念

### 「エコポリス板橋」環境都市宣言

豊かな自然、澄んだ空気、静かでやすらぎのある暮らしは、私たちすべての区民の願いです。

板橋区には、みどりと水の豊かな自然やいきいきとしたまちなみなど、誇れる環境が残されています。

しかし、近年の盛んな都市生活は、かつての良好な環境を徐々に失わせ、さらに地球環境をも悪化させています。

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくことが、私たちに課せられた責務です。

私たち板橋区民は、真に快適な環境を創造するために、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指していくことをここに宣言します。

- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、地球市民として行動します。
- 2 私たちは、リサイクルの推進やエネルギーの節約に努め、地球の資源を大切にします。
- 3 私たちは、みどりや水、空気を大切に守り、様々な生物が共に生きていける環境づくりに努めます。

平成5年4月1日

板 橋 区

注) エコポリス：エコロジー（英語）とポリス（ギリシャ語）を合わせた造語。地球環境に配慮した環境にやさしい社会システムの導入と、都市における自然生態系の確保・再生と、区民のエコロジカルなライフスタイルを形成するための社会システムを備えた街を意味しています。

## (5) 環境方針

### 板橋区環境方針

板橋区は、東京の区部にありながら、武蔵野台地の面影を残す徳丸・赤塚の樹林地、広大な河川敷を有する荒川、美しい桜並木に彩られる石神井川など、水と緑に囲まれた素晴らしい環境に恵まれています。また、中山道の宿場町として街道文化が育まれてきた歴史を持ち、国の重要無形民俗文化財にも指定されている徳丸や赤塚の田遊びなどの伝統を残す一方で、都内有数の産業集積地でもあり、多くの医療機関や大学、にぎわいの商店街なども立地する、子育て世代にとっても高齢者にとっても暮らしやすいまちが広がっています。

板橋区は、これらの素晴らしい環境を未来へ引き継いでいくため、「人と緑を未来へつなぐスマートシティ“エコポリス板橋”」の実現をめざし、区民・事業者などの多様な主体と連携・協働して、環境・防災・減災、健康・福祉、教育・保育などに配慮したまちづくりを進め、持続可能な社会の構築に貢献していきます。

#### 1 環境に配慮して行政を運営していきます

板橋区は、区が行う全ての活動・サービスにおいて、事務事業を総合的にマネジメントし、環境に配慮した計画的・効率的な行政運営を図ります。

#### 2 環境マネジメントシステムに職員全員が取り組みます

板橋区は、全職員参加のもとに環境マネジメントに対する組織運営体制を整備・確立し、環境力を向上させるとともに、環境マネジメントシステムを継続的に改善していきます。

#### 3 計画的に環境への負荷を減らしていきます

板橋区は、自らが区内における大規模事業者であることを認識し、環境の向上と環境負荷の低減について、具体的な目標と達成期間を設定し、計画的に実施するとともに、継続的に見直しを行います。

#### 4 環境に関する法令や基準を守ります

板橋区は、環境関連法令等を順守するのはもとより、環境に関する自主管理基準を設定し、継続的な環境の保全・改善に努めていきます。

#### 5 資源循環型のまちづくりを進めます

板橋区は、自ら省エネルギー、省資源、廃棄物の減量・再資源化に努めるとともに、区民・事業者などの多様な主体と連携・協働して、区内から排出される廃棄物の発生抑制・再利用を促進し、資源循環型のまちづくりを進めていきます。

#### 6 区民と一緒により良い環境づくりに取り組みます

板橋区は、汚染物質の使用を最小限にとどめ、環境汚染の予防に努めるとともに、より良い自然環境・生活環境や、便利で快適な都市環境を未来に継承していくため、区民・事業者などの多様な主体と連携・協働し、より良い環境づくりに関する取り組みを進めていきます。

#### 7 環境に関する活動結果を公表します

板橋区は、区職員一人ひとりが環境方針及び環境マネジメントシステムを認識・理解するための研修を実施するとともに、方針及びシステムに基づく活動結果を全職員に周知・徹底し、併せて広く一般に公表します。

平成28年4月1日

板橋区長  
環境管理総括者

坂本 健

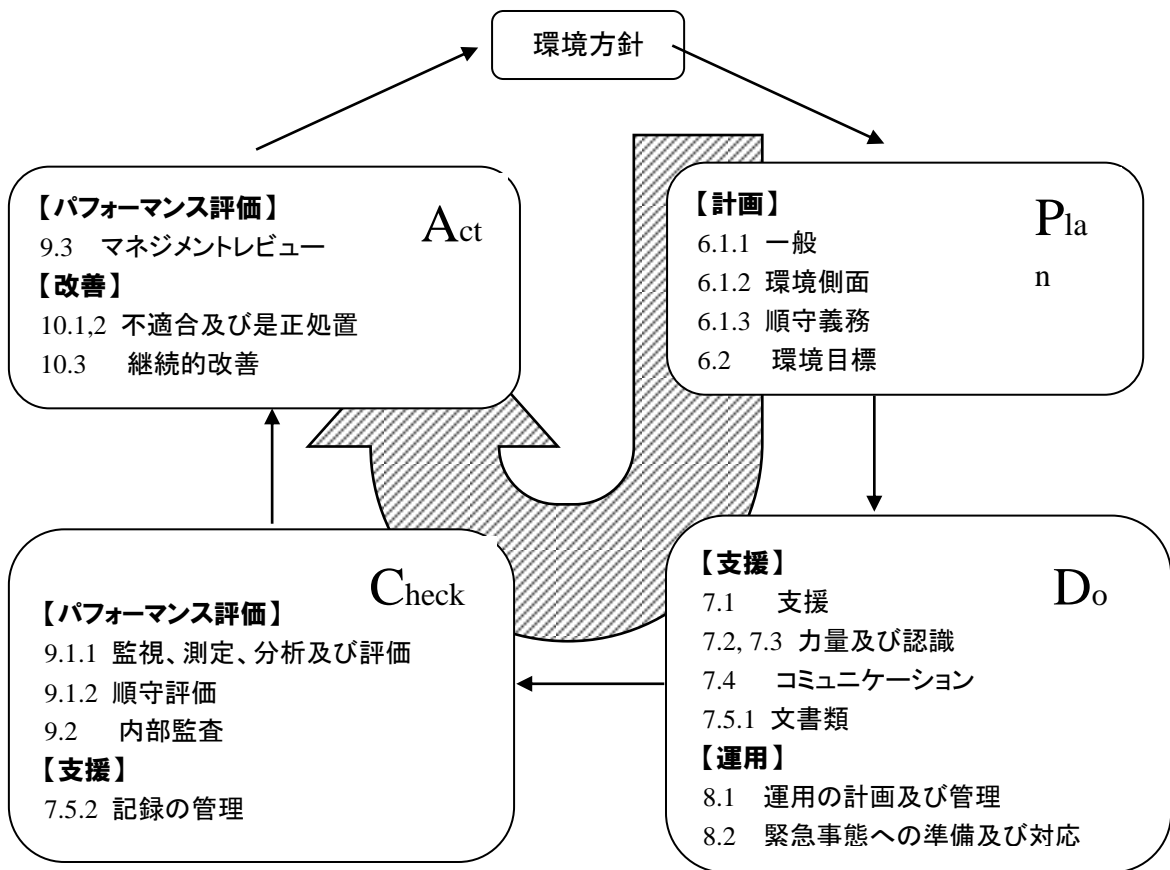
## (6)環境マネジメントシステムの構成

環境マネジメントシステムの構成は、PDCAサイクルを基本としています。

Plan	(計画)したものを
Do	(実施)し、これが適切に運用されているか
Check	(点検)し、不適合な点について
Act	(見直し)を行う

これを繰り返すことで、継続的な環境負荷の削減を図れるような組織体制にするためのマネジメントシステムといえます。

環境マネジメントシステムの枠組みは、下図のとおりです。



図： PDCAサイクル体系図

## 4 職員の取り組み事例

●省エネルギー	
照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光灯の一部取り外し、調光可能な照明は調整する。</li> <li>・昼休みは窓口等を除き、消灯</li> <li>・使用していない部屋の消灯</li> <li>・執務場所が複数ある場合は可能な限り一か所で執務を行う。</li> </ul>
空 調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房温度の管理：夏季は28℃、冬季は20℃を室温の目安に設定</li> <li>・冷温水発生機等熱源機を使用している施設については、原則として開館時間にあわせ起動し、閉館1時間前には熱源機を停止</li> </ul>
ト イ レ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未使用時は暖房便座のフタを閉じる。</li> <li>・洗面台前の照明は消灯または取り外す。トイレの照明は使用時のみ点灯</li> </ul>
パソコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休み、長時間離席時は電源OFFまたはスリープ（スタンバイ）モード、または画面を閉じる。</li> <li>・節電モードに設定し、画面は必要最小限の明るさに設定</li> <li>・退庁時等、使用しないときはプラグを抜く。</li> </ul>
冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設定温度を中に変更し、扉の開け閉めの時間をできるだけ短くする。</li> <li>・中身を整理整頓し、詰め込みすぎない。賞味（消費）期限をこまめに確認</li> </ul>
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターは施設の利用状況に応じた運用を行う。掲示による階段の使用をお願いする。</li> <li>・可能な限り、階段を使用しての移動を心がける。（2 アップ 3 ダウンは階段で）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季は社会常識を逸脱しないよう節度を保ったうえでの軽装を、冬季は重ね着等の励行（クールビズ、ウォームビズ）</li> <li>・電気製品は使用しないときはプラグを抜く。</li> <li>・徒歩、自転車、公共交通機関等による移動を心がける。</li> </ul>



●省資源・リサイクル

<p><b>水の使用</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用時は節水を心がける。</li> <li>・使用後は確実に栓を締める。</li> <li>・散水時は可能な限り、雨水や再利用水を使う。</li> </ul>
<p><b>紙の使用</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料のペーパーレス化推進</li> <li>・両面使用の徹底</li> <li>・裏面使用の推奨</li> <li>・刊行物の適正発行数把握による使用枚数抑制</li> <li>・紙の分別の徹底</li> <li>・使用済み封筒の再利用</li> <li>・決裁の電子化推進</li> </ul>
<p><b>ごみの発生抑制</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンウェイプラスチックの使用量を抑制する。</li> <li>・ごみ箱を減らし、資源化を心がける。</li> <li>・ビン、缶、粗大ごみのリサイクル推進</li> <li>・生ごみや落ち葉の堆肥化、コンポスト化</li> <li>・生ごみの水切りを徹底する。</li> <li>・学校等の給食を残さないよう指導する。</li> </ul>



その他、省エネルギー及び省資源管理標準手順書（文書番号8-1-2）に取組事項が記載してあります。

積極的な省資源化にご協力  
よろしくをお願いします

令和5年4月1日改訂文書(VER.26)

文書番号	8-1-2	VER.	26
------	-------	------	----

省エネルギー及び省資源管理標準手順書			
施行年月日	内 容	施行年月日	内 容
平成9年3月31日	制定	平成22年4月1日	一部改訂
平成10年10月15日	全部改訂	平成23年4月1日	一部改訂
平成10年11月16日	一部改訂	平成24年4月1日	一部改訂
平成11年2月1日	一部改訂	平成25年4月1日	一部改訂
平成13年2月1日	一部改訂	平成27年4月1日	全部改訂
平成14年4月1日	一部改訂	平成28年4月1日	全部改訂
平成15年4月1日	一部改訂	平成29年4月1日	一部改訂
平成16年4月1日	一部改訂	平成30年4月1日	一部改訂
平成17年6月1日	一部改訂	令和2年4月1日	一部改訂
平成18年4月1日	一部改訂	令和3年4月1日	一部改訂
平成19年4月1日	一部改訂	令和4年4月1日	一部改訂
平成20年4月1日	一部改訂	令和4年6月29日	一部改訂
平成21年4月1日	一部改訂	令和5年4月1日	一部改訂

改訂履歴

規程内容

- ・省エネルギー及び省資源対策標準手順
- ・施設運転管理標準手順
- ・施設保守管理標準手順
- ・施設安全管理標準手順
- ・報告手順(各部門共通)
- ・特定項目の報告手順(各自の様式)

令和5年4月1日改訂文書(VER.26)

(別表2)

板橋節電レベル表

- レベル1:通常時の取り組み  
 レベル2:昼から継続ひびき注意報(広域予報5~3%の見直し)が発令された場合の取り組み  
 レベル3:昼から継続ひびき注意報(広域予報3%を下回る見直し)が発令された場合の取り組み  
 レベル4:板橋区内で計測停電実施(警報発令・節電要請等を行った後でも広域予報1%を下回る見直し)となる場合の取り組み

<区施設>		節電レベル	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	基準 (平成22年 度)
照明の節電	照明の照度 (乳上)	必要最小の点灯	○ <sup>※1</sup>				
		300ルクス程度		○ <sup>※1</sup>			
		500ルクス程度			○		
		700ルクス程度				○	
	エレベーター・ホール・廊下等の照明	点灯 (避難時の必要照度を確保)	○				
		消引き		○	○	○	
	トイレ洗面室等の照明	点灯		○	○	○	
		消灯・取付し	○	○	○	○	
	トイレ全館の照明	使用時のみ点灯	○	○	○	○	
		停止	○	○	○	○	
	階段室の照明センサー(最先タイプ)	動作	○	○	○	○	
		停止	○	○	○	○	
	居住者の照明(窓口除く)	点灯	○	○	○	○	
		消灯	○	○	○	○	
	執務場所の照明	最小限の範囲の照明	○				
可能な限りまとめる			○	○	○		
未使用の部屋	点灯	○	○	○	○		
	消灯・減灯	○	○	○	○		
案内表示・看板の点灯	必要に応じて点灯				○		
	点灯					○	
空調の節電	室温	<夏期>28℃以上	○				
		<冬期>室内暖房停止					
		<夏期>25℃		○	○	○	
		<冬期>20℃					○
	冷水発生機等の取除機運転	可能な限り停止	○				
		運転時利点機、閉鎖し1時間以上停止		○	○	○	
	執務場所の空調	通常運転					○
		最小限の範囲の空調	○				
	運転時の空調	可能な限りまとめる		○	○	○	
		通常運転					○
日射対策	カーテン・ブラインドの閉鎖	○	○	○	○		

※1:学校の教室とそれに関する場所(学校運営実態の基準)にて対応すること。

## 5 環境目標

### 環境保全項目

新たに策定した「板橋区環境基本計画2025」の体系に沿って、区の行政計画等から環境保全に資する事業等（環境側面）を抽出し、環境マネジメントシステムの規定に基づき、環境影響評価を行い、著しい環境側面とされたものを登録している。

#### (1) 脱炭素社会の実現

「◎」計画等で数値目標あり、「○」数値目標なし

基本目標・環境施策	環境目標			めざす方向性	実行部門	行政計画等													
	指標	目標値	目標年度			板	ブ	環	域	務	教	廃	住	グ	前				
脱炭素社会の実現	区内エネルギー消費量	-	令和7年度	↘	資源環境部(環境政策課)	○		○										○	
		温室効果ガス総排出量の削減	CO2削減量10,634t(36%削減)	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)	○		○	○	◎								○
	区民・事業者における省エネ・再エネの推進	区公共施設における緑のカーテン実施施設数	-	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)			○	○									○
		いたばし環境アクションポイント事業	CO2削減量260t	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)		◎		◎									
	建物や交通などインフラの脱炭素化の促進	街灯の更新	3,903基	令和7年度	↗	土木部(工事設計課)		◎	○										○
		公園灯の更新	70基	令和6年度	↗	土木部(みどりと公園課)		◎											○
		学校施設の整備(LED化改修)	屋内(給食室等):20校 屋内(教室等):20校 体育館:14校	令和7年度	↗	教育委員会(新しい学校づくり課)				◎									
		本庁舎の庁有車への電気自動車の導入率	47.4%	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)					◎								
		自転車駐車場の改修	設計6か所 改修6か所	令和7年度	↗	土木部(土木計画・交通安全課)	◎	◎											○
		区施設へのウォーターサーバーの設置及び施設数拡大	26施設	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)					◎								
再生可能エネルギー100%電力の導入割合拡大(高圧受電施設の使用電力量)		64.30%	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)					○	◎								

※いたばしNo.1実現プラン2025改訂に伴い、一部目標値等変更

## (2) 循環型社会の実現

環境目標				めざす方向性	実行部門	行政計画等									
基本目標・環境施策	指標	目標値	目標年度			板	プ	環	域	務	教	廃	住	グ	前
循環型社会の実現		区民1人1日あたりの資源・ごみ量	598g	令和7年度	↘	資源環境部(資源循環推進課)	○		◎				◎		○
		リサイクル率	28.0%	令和7年度	↗	資源環境部(資源循環推進課)	○		◎	◎			◎		○
	適正で効率的なごみ収集・処理体制の構築・運用	家庭ごみの排出量(可燃・不燃・粗大ごみ)	—	令和7年度	↘	資源環境部(資源循環推進課)			○				○		○
		事業系ごみの排出量(可燃持ち込みごみ)	—	令和7年度	↘	資源環境部(資源循環推進課)			○				○		
		廃プラスチックの排出量	—	令和7年度	↘	資源環境部(資源循環推進課)				○					○
		事業系ごみの排出量(不燃持ち込みごみ)	—	令和7年度	↘	資源環境部(資源循環推進課)							○		
		不燃ごみ・粗大ごみからの再資源化率	—	令和7年度	→	資源環境部(資源循環推進課)							○		○

## (3) 自然環境と生物多様性の保全及び公園の整備

環境目標				めざす方向性	実行部門	行政計画等										
基本目標・環境施策	指標	目標値	目標年度			板	プ	環	域	務	教	廃	住	グ	前	
自然環境と生物多様性の保全及び公園の整備		区全体の緑被率	21%	令和7年度	↗	土木部(みどりと公園課)	◎		◎	◎					◎	○
		公園率	6.1%	令和7年度	↗	土木部(みどりと公園課)	◎		◎						◎	○
		石神井川及び白子川における生物化学的酸素要求量(BOD75%値)	石神井川 1.0mg/L以下 白子川 2.0mg/L以下	令和7年度	↘	資源環境部(環境政策課)	◎		◎							○
	公園等の整備	公園の改修	設計4か所 工事4か所	令和7年度	↗	土木部(みどりと公園課)			◎						○	○
		公園・公衆トイレの改築等	設計7か所 改築9か所	令和7年度	↗	土木部(みどりと公園課)			◎							○

(4) 快適で健康に暮らせる生活環境の実現

環境目標				めざす方向性	実行部門	行政計画等													
基本目標・環境施策	指標	目標値	目標年度			板	ブ	環	域	務	教	廃	住	グ	前				
快適で健康に暮らせる生活環境の実現	微小粒子状物質(PM2.5)の基準値Bレベル以上の日数	23日	令和7年度	↘	資源環境部(環境政策課)	◎		◎									○		
	騒音に係る環境基準の達成率	85%	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)	◎		◎										○	
	大気汚染や騒音などのない生活環境の保全	公害苦情件数	—	令和7年度	↘	資源環境部(環境政策課)													○
		公害相談件数	—	令和7年度	—	資源環境部(環境政策課)													

(5) 「環境力」の高い人材の育成

環境目標				めざす方向性	実行部門	行政計画等															
基本目標・環境施策	活動指標	目標値	目標年度			板	ブ	環	域	務	教	廃	住	グ	前						
「環境力」の高い人材の育成	人材育成に関わる環境講座参加者数	400人	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)	◎		◎											○		
	外部人材を活用した環境学習実施校(園)の割合	100%	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)			◎												○	
	環境教育プログラム利用校(園)の割合	100%	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)			◎												○	
	エコ生活(アクション9)の実施状況	100%	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)			◎												○	
	環境教育の推進、環境保全活動を担う人材の育成	環境講座参加者数(人材育成に関わる講座を除く)	30,000人	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)			○												○
		環境講座受講前後の知識・考え方の変化	100%	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)			○												



(6) パートナーシップが支えるまちの実現

環境目標				めざす方向性	実行部門	行政計画等								
基本目標・環境施策	指標	目標値	目標年度			板	ブ	環	域	務	教	廃	住	グ
パートナーシップが支えるまちの実現	全区民参加型環境保全キャンペーン参加者数	31,500人	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)	◎		◎			◎			○
	エコポリスセンター事業へのボランティア等参加者数	1,300人	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)			◎			◎			○
	環境登録団体数	37団体	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)			◎			◎			○
	環境学習講師派遣人数	500人	令和7年度	↗	資源環境部(環境政策課)			◎			◎			○

[板]:板橋区基本計画 2025

[ブ]:いたばし No.1 実現プラン 2025

[環]:板橋区環境基本計画 2025

[域]:板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

[教]:板橋区環境教育推進プラン 2025

[廃]:板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025

[住]:板橋区住まいの未来ビジョン 2025

[グ]:緑の基本計画 いたばしグリーンプラン 2025

[産]:板橋区産業振興構想 2025

[前]:平成 28~30 年度の環境マネジメントシステムの環境目標

[務]:板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

※以下に示す行政計画等から環境側面を抽出した。(目標値及び目標年度は各計画に準じる)

**環境負荷項目の環境目標**

令和7年度までに予定される増加・削減要因をもとに、板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)の目標に適合するよう定めている。

**(1)環境負荷項目(目標設定項目)**

環境目標	指標	実施項目	実施部門
(1)温室効果ガスの削減	目標設定項目 目標:令和7年度 基準:平成25年度 温室効果ガスの排出量を36%削減する	地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出を抑制する 環境負荷項目のデータから温室効果ガスの排出量を算定するとともに抑制に努める	全部門 資源環境部(環境政策課)

環境目標	指標	実施項目	実施部門
(2)省エネルギーの推進	目標設定項目 目標:令和7年度 基準:平成25年度 施設の電気・ガス・燃料等のエネルギー使用量10%削減する。 ア 電気使用量を13%削減する イ 都市ガス使用量を1%削減する	業務執行時の省エネルギー対策 ・冷暖房温度(室温)の適正化(冷房28℃、暖房20℃程度) ・冷暖房使用場所、使用時間の適正管理 ・照明の間引きや昼休み消灯 ・夜間消灯(残業時に一旦事務室を消灯) ・職員の移動は可能な限り階段を利用 ・OA機器は省エネルギータイプを検討等 ○省エネルギー及び省資源管理標準推進手順書による	全部門
	(3)会議等のペーパーレス化の推進	目標設定項目 目標:令和7年度 基準:平成25年度 紙の使用量を35%削減する。 ア 電子起案の対象拡大 イ 開催決定(開催通知)の簡素化(電子メールの活用) ウ 会議資料のペーパーレス化 エ ポータル等を活用した電子回覧の推進 オ 冊子類配布基準(文書管理の利用と冊子は必要最小限) カ 内部決裁におけるワークフローの活用 ○省エネルギー及び省資源管理標準手順書による ○令和5年2月28日付け4板総総第187号の3「ペーパーレスのさらなる推進(依頼)」を参照	
(4) 決裁の電子化の推進	目標設定項目 目標:令和7年度 文書管理システムによる電子起案率を30%以上にすることに努める。	電子起案が可能な案件は併用起案せず 電子起案により処理する。	全部門

環境目標	指標	実施項目	実施部門
(5) 自動車の使用 抑制・合理化	目標設定項目 目標:令和7年度 基準:平成25年度 庁有車の燃料(ガソリン、軽油、LPG、天然ガス等)のエネルギー使用量を10%削減する	<p>ア 自動車使用を抑制する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ自転車や公共交通機関を利用する</li> <li>・水曜日の自動車利用は控える 等</li> </ul> <p>イ 自動車は合理的に利用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相乗り等の励行 等</li> </ul> <p>ウ 適正運転を励行する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイドリング抑制</li> <li>・急発進、急加速、空ぶかし抑制</li> <li>・適正な運転、経済速度 等</li> </ul>	総務部 (契約管財課) 資源環境部 (環境政策課) 関連部
		○省エネルギー及び省資源管理標準手順書による	
(6) 省資源・リサイクルの推進	目標設定項目 目標:令和7年度 基準:平成25年度 ① 上水道使用量 27%削減する ② 産業廃棄物排出量を16%削減する ③ 一般廃棄物排出量を4%削減する	<p>ア 上水道使用を抑制する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗浄や手洗い時等の節水、散水用水等に可能な限り雨水や再利用水を使用等</li> </ul> <p>イ ごみの発生を抑制する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別、生ごみの減量化等</li> </ul> <p>ウ リユースを図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裏紙の使用、利用済み封筒の活用、「譲る・求む」を利用した備品及び消耗品等の有効利用等</li> </ul> <p>エ リサイクルの推進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の残りのコンポスト化、ビン、缶、粗大ごみのリサイクル、紙ごみのリサイクル、再生品の利用促進等</li> </ul>	全部門
		○省エネルギー及び省資源管理標準手順書による。	

環境目標	指標	実施項目	実施部門
(7) 建築副産物のリサイクル推進	<p>目標設定項目</p> <p>目標:令和7年度</p> <p>基準:平成25年度</p> <p>改築・大規模改修工事における、特定建設資材廃棄物の再資源率を99%以上にしよう努める。</p>	<p>新築・改築工事における再資源化率は、工事の態様や条件等により変化するの で、実施部門間において調整を図り、建設資材廃棄物の再資源化に努めるものとする</p>	<p>政策経営部 (施設経営課)</p> <p>土木部 (工事設計課)</p> <p>(みどりと公園課)</p> <p>関連部門</p>
(8) 熱帯材型枠の使用抑制	<p>目標設定項目</p> <p>目標:令和7年度</p> <p>区の建設事業におけるコンクリート型枠工事において、認証材ではない熱帯材型枠以外の使用割合を100%にするよう努める</p>	<p>ア型枠材の使用について、木材型枠以外の型枠及び非熱帯材型枠の使用を推進するための調査・研究を進め、その成果を生かしていく</p> <p>イ型枠材の使用割合は、建築工事の内容や立地、工法等により変化するの で、実施部門間で調整のうえ、目標に近づけるよう努めるものとする</p> <p>○区の建築・土木工事に係る環境配慮手順書による</p>	<p>政策経営部 (施設経営課)</p> <p>土木部 (工事設計課)</p> <p>(みどりと公園課)</p> <p>関連部門</p>

## (2)環境負荷項目(維持管理項目)

環境目標	指標	実施項目	実施部門
(1) 環境に配慮した物品等の購入の推進	<p>維持管理項目</p> <p>区の物品等購入時に環境に配慮した製品を優先的に購入する。</p>	<p>環境へ配慮した物品などの優先購入をすすめる</p> <p>○グリーン調達手順書による</p>	<p>全部門</p> <p>資源環境部 (環境政策課)</p>
(2) 用紙類の使用抑制	<p>維持管理項目</p> <p>用紙類の使用を抑制する</p>	<p>紙類の発生を抑制する</p> <p>ペーパーレス会議の推進、両面コピーの徹底、重複資料作成の抑制、刊行物は適正部数の作成、庁内LANの活用等</p> <p>○省エネルギー及び省資源管理標準手順書による</p>	<p>全部門</p> <p>資源環境部 (環境政策課)</p>

環境目標	指標	実施項目	実施部門
(3) 特定フロン等削減	維持管理項目 区の保有するフロン等を使用した機器のフロン等の漏洩防止など適切な拡散防止に努める	ア 対象機器、施設 ・空調機器 ・ハロン消火設備 ・庁有車カーエアコン ・冷蔵庫等 イ 取扱い指針 ・新規導入の際にはフロン等を使用しない機器の導入 ・既設機器は定期的に適切な管理を行う ・機器更新、廃棄の際には適切な処理とフロン等を使用しない機器を導入する	政策経営部 (施設経営課) 資源環境部 (環境政策課) 関連部門
		○区有施設における特定フロン等使用機器の取扱い手順書による	
(4) 施設整備時の環境配慮	維持管理項目 区施設の整備時に環境へ配慮した設計を行う。	区施設から発生する環境負荷を低減するために、施設整備を企画・予算化する段階から環境への配慮を盛り込む	政策経営部 (施設経営課) 土木部 (工事設計課) (みどりと公園課) 関連部門
		○施設整備にあたっての省エネルギー・環境配慮手順書による	
(5) 環境配慮型施工方法の採用	維持管理項目 区の実施する建築・土木工事の施工については、環境負荷の少ない施工方法を用いる	ア 建設公害防止のための環境関係・建設関係法令を遵守し、工事に伴う公害防止に努める イ 低騒音・低振動型機械を積極的に採用する ウ 地下水脈の保護や雨水浸透の推進及び緑化を推進する	政策経営部 (施設経営課) 土木部 (工事設計課) (みどりと公園課) 関連部門
		○区の建築・土木工事に係る環境配慮手順書による	
(6) 建設副産物対策	維持管理項目 区の実施する建設事業により発生する建設廃棄物を削減し、リサイクル率を高める	ア 建設廃棄物の少ない工法の調査、研究を行う イ 建設副産物のリサイクルを推進する ・建設発生土の再利用(リユース) ・建設副産物の再利用(リサイクル) ・ストックヤードの確保 ウ 建設廃棄物を適正処理する	政策経営部 (施設経営課) 土木部 (工事設計課) (みどりと公園課) 関連部門

環境目標	指標	実施項目	実施部門
(6) 建設副産物対策	維持管理項目 区の実施する建設事業により発生する建設廃棄物を削減し、リサイクル率を高める	<p>ア 建設廃棄物の少ない工法の調査、研究を行う</p> <p>イ 建設副産物のリサイクルを推進する ・建設発生土の再利用(リユース) ・建設副産物の再利用(リサイクル) ・ストックヤードの確保</p> <p>ウ 建設廃棄物を適正処理する</p> <p>○区の建築・土木工事に係る環境配慮手順書による</p> <p>○廃棄物適正管理手順書による</p>	<p>政策経営部 (施設経営課)</p> <p>土木部 (工事設計課) (みどりと公園課)</p> <p>関連部門</p>
(7) 法的要求事項の自主管理	維持管理項目 区施設から発生する振動・騒音大気汚染などは、法的基準より厳しい目標値を設定し、達成する	<p>ア 定期的な監視・測定を行う</p> <p>イ 法的基準より厳しい目標値を設定し達成する</p>	<p>総務部</p> <p>区民文化部</p> <p>産業経済部</p> <p>健康生きがい部</p> <p>資源環境部</p> <p>教育委員会事務局</p> <p>関連部門</p>
(8) 化学物質の管理徹底	維持管理項目 区施設で使用する農薬、毒劇物、危険物等の管理の徹底を行う	<p>毒劇物、危険物等の管理のため、管理手順書を策定し管理を徹底する</p> <p>○化学物質等管理標準手順書による</p> <p>○廃棄物適正管理手順書による</p>	<p>健康生きがい部</p> <p>資源環境部</p> <p>教育委員会事務局</p> <p>関連部門</p>
(9) 特別管理産業廃棄物の管理徹底	維持管理項目 区の保管する特別管理産業廃棄物の管理の徹底を行う	<p>特別管理産業廃棄物等の管理を徹底する</p> <p>○廃棄物適正管理手順書による</p>	<p>健康生きがい部</p> <p>資源環境部</p> <p>教育委員会事務局</p> <p>関連部門</p>
(10) PCB廃棄物の管理徹底	維持管理項目 区の保管する PCB 廃棄物の管理の徹底を行う	<p>PCB廃棄物の管理を徹底する</p> <p>○PCB 廃棄物管理手順書による</p>	<p>PCB 廃棄物保管部内</p>

## 6 環境マネジメントシステム監査

環境管理総括者によって任命された主任環境監査員及び環境監査員は、環境マネジメントシステムの適用範囲において監査(内部環境監査)を行います。

① 内部環境監査は、次の項目を確認し、評価及び決定する。

- ア システムが適切に実施・維持され、かつ、機能しているか。
- イ 法規制及び自主基準が順守されているか。
- ウ 環境管理活動が環境目標に適合しているか。
- エ 前回の監査で不適合と判定された事項が改善されているか。

② 監査の計画

ア 監査頻度:少なくとも年1回

イ 監査区域:システムの適応範囲に含まれる事務・事業を3年間で全て実施する。

ウ 監査計画

A 年間計画の策定

- a 主任環境監査員は、環境管理責任者と協議し、年間の監査計画を策定する。
- b 監査計画に盛り込む事項は、次に掲げる事項とする。
  - 実施予定期間並びに被監査部門の名称及び責任者の氏名、主任環境監査員及び環境監査員の氏名、監査基準、部門別の重点監査事項及び重点監査区域(施設)、その他環境管理総括者が必要と認める事項

B 実施計画の策定

- a 環境監査員は、監査計画に基づき、各部門の監査に関する具体的な実施計画を策定する。
- b 実施計画に盛り込む事項は、次に掲げる事項とする。
  - 実施予定日、当該部門の監査を実施する主任環境監査員及び環境監査員の氏名、当該部門の重点監査事項及び重点監査区域(施設)、前回監査時において指摘のあった事項及び区域、監査手順、参照する文書類、監査報告書の内容及び様式、発行予定日並びに配布先、その他主任環境監査員が必要と認める事項
- c 実施計画は、主任環境監査員の承認により決定する。

③ 監査の実施

ア 監査チームは、実施計画及び監査基準に従い監査を実施する。

イ 監査基準に適合していないものを不適合とし、不適合の軽重を評価する。

ウ 主任環境監査員は、不適合の内容とその評価を指摘事項として実行部門長に通知し、是正を指示する。

エ 実行部門長は、指摘事項を速やかに是正する。

オ 是正内容を回答書に記載し、主任環境監査員に提出する。

カ 主任環境監査員は、全ての回答書を受理した後、環境監査報告書を作成し環境管理総括者に提出する。

キ 実行部門長は、回答書の提出期限までに是正が完了しないものについて、是正後、不適合の是正措置記録を作成し、主任環境監査員に提出する。

ク 環境監査に付随する全ての文書を「環境マネジメントシステム文書管理要領(7-5-1)」に従い、保存する。

(参考)

板橋区環境マネジメントシステムに関する情報及び文書集などについて

○イントラネット

<http://desknet.itabashi.local/scripts/dneo/dneo.exe?>

「desknet NEO」 → 「環境マネジメントシステム」



○板橋区ホームページ

[http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c\\_kurashi/004/004230.html](http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004230.html)

板橋区公式サイト (<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>) より、  
「(トップページの左のメニュー) 防災・環境・まちづくり」 → 「地球環境」  
→ 「環境マネジメントシステム・エコアクション」 → 「板橋区環境マネジメントシステム」

環境マネジメントシステム及びこの冊子についてのお問い合わせ先

環境政策課 スマートシティ・環境政策係

電話 3579-2591

FAX 3579-2249

電子メールアドレス s-kankan@city.itabashi.tokyo.jp